

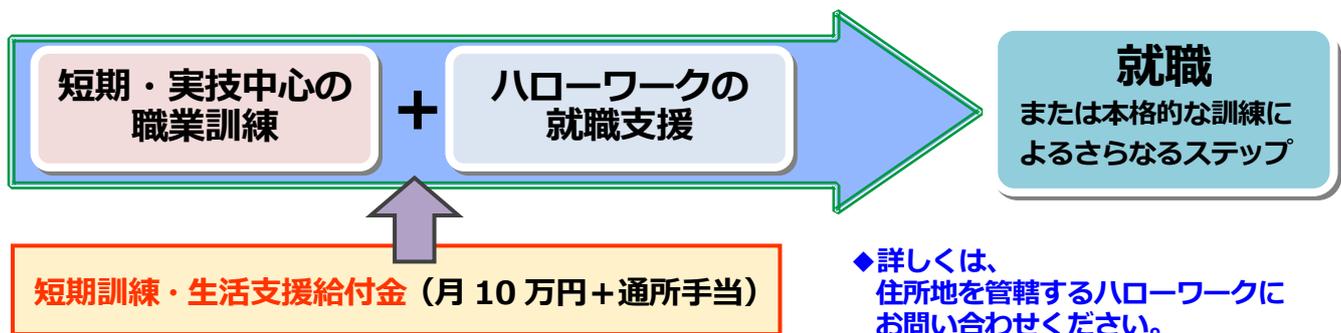
雇用保険を受給できない求職者の皆さまへ

短期間の職業訓練で実技を身に付け、 就職を目指そう!

雇用保険を受給できない方で、就業経験が少ない方や非正規での転職を繰り返している方などを対象とした、従来よりも短期間の職業訓練（短期訓練）が始まります。短期訓練で、実技を身に付け、早期の就職を目指しましょう。

<短期訓練のメリット>

- 「**短期間（1～3カ月未満）の職業訓練**」を原則無料*で受講できます。*テキスト代などは自己負担
- 訓練期間中も訓練終了後も、**ハローワークが積極的に就職支援**を行います。
- 一定の要件を満たせば、訓練期間中、月10万円の「**短期訓練・生活支援給付金**」を支給します。



■ 短期訓練の受講が可能な方

短期訓練の受講が可能な方は、下記の全ての要件を満たす方です。

- 1 ハローワークに求職の申込みをしていること
- 2 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 3 労働の意思と能力があること
- 4 短期訓練受講などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

上記4に該当する方としては、例えば、次のような方を想定しています。

- 訓練期間が長期にわたるなどの理由から既存の求職者支援訓練や公共職業訓練の受講に踏み切れないでいる
- 長期間働いておらず、過去にも就業経験がほとんどない
- アルバイトなどの経験しかなく、短期間での離転職を繰り返している
- 地方公共団体などによる就労に向けた支援を受けている

* 在職中（週所定労働時間が20時間以上）の方、老齢年金の受給者の方などは、原則として受講できません。

* 短期訓練・生活支援給付金の支給には、上記の要件を満たすほか、別途、短期訓練・生活支援給付金の支給要件を満たす必要があります。また、短期訓練受講開始後に雇用保険被保険者、雇用保険受給者となるなど、上記要件を満たさなくなった場合も短期訓練・生活支援給付金は支給されません。

■ 訓練コースの情報について

短期訓練の具体的な訓練コースに関する情報は、下記ホームページをご覧ください。なお、短期訓練は一部の地域では実施されません。詳しくは住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください。

- 株式会社東京リーガルマインド（関東・近畿・九州・沖縄ブロック） <http://www.tanki-kunren.com>
- ランゲート株式会社（東海・北陸ブロック） <http://www.langate.co.jp/st>



短期訓練・生活支援給付金

ハローワークの支援指示を受けて短期訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合に、「短期訓練・生活支援給付金」（短期訓練受講手当と通所手当）を支給します。

◆支給額

- 短期訓練受講手当：月額 10 万円
- 通所手当：職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

- * 短期訓練・生活支援給付金の支給の対象となる訓練期間（支給単位期間）の日数が 28 日未満の場合は、どちらの手当も支給額を別途算定します。
- * 通所手当は、最も経済的・合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃または料金の額となります。

◆支給要件（以下の全てを満たす方が対象）

- 1 本人収入が月 8 万円以下^{※1}
- 2 世帯全体の収入が月 25 万円以下^{※1, 2}
- 3 世帯全体の金融資産が 300 万円以下^{※2}
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 全ての訓練実施日に出席している
(やむを得ない理由がある場合でも、支給申請の対象となる各訓練期間の 8 割以上出席している)^{※3}
- 6 同世帯の中に同時に短期訓練・生活支援給付金、求職者支援制度の職業訓練受講給付金を受給して訓練を受けている人がいない^{※2}
- 7 職業転換給付金の就職促進手当および訓練手当を受給していない
- 8 過去 3 年以内に、偽りその他不正の行為により、短期訓練・生活支援給付金やその他特定の給付金の支給を受けたことがない
- 9 過去に求職者支援制度の職業訓練受講給付金の支給を受けた求職者支援訓練などを受講修了、または就職を理由とした中途退校をしていない

※1 「収入」とは、税引前の給与などの他、年金その他全般の収入を指します（一部算定対象外の収入もあります）。
「世帯全体の収入」は、事前審査において前年の収入が 300 万円以下であることを確認します。

※2 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。

※3 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課・早退した場合で、1 実施日における訓練の 2 分の 1 以上に相当する部分を受講したものについては、1/2 日出席として取り扱います。

ご注意ください！

- 一度でも訓練を欠席（遅刻・欠課・早退を含む）した場合（やむを得ない理由を除く）は短期訓練・生活支援給付金は不支給となります。また、ハローワークの就職支援（訓練終了後の就職支援を含む）を拒否すると、以後給付金は不支給となります。
- やむを得ない理由による欠席であっても、8 割以上の出席がない（上記支給要件 5 を満たさない）場合は、給付金は支給されません。

◆支給手続

- 支給手続は、原則として 1 回行う事前審査と月ごとに行う支給申請があります。支給申請は毎月定められた指定来所日にハローワークで職業相談を受けた後に行います。
- 支給申請に対しハローワークで支給要件を満たすかどうかの審査を行い、この審査結果に基づき、中央職業能力開発協会では支給・不支給の決定、給付金の支払い手続を行います。

短期訓練の受講手続き、短期訓練・生活支援給付金の手続きの流れ

手続きは、住所地を管轄するハローワークで行います。手続きには、訓練受講に関する手続きと短期訓練・生活支援給付金に関する手続きの2つの流れがあります。

短期訓練・生活支援給付金の手続きは、原則として1回のみ行う「事前審査」と、月ごとに行う「支給申請」に分かれています(どちらかが欠けても短期訓練・生活支援給付金の支給を受けることはできません)。

	○訓練受講	★給付金
1	求職申込み・制度説明	
	○ハローワークに求職申込みを行い、短期訓練の説明を受けてください。	★短期訓練・生活支援給付金の支給を希望する方は、職業相談時にお申し出ください。
2	訓練コースの選択	
	○ハローワークで職業相談を受けつつ、適切な訓練コースを選び、受講申込書などの必要書類を受け取ってください。 ・就職活動の状況などをお聞きして、受講の必要性の高さを判定します。	★事前審査の説明を受け、必要書類を受け取ってください。
3	訓練の受講申込み	
	○ハローワークの窓口で、受講申込みの手続きを行ってください。 ○その後ご自身で、ハローワークで受付印を押印した受講申込書を訓練実施機関に提出してください(提出した受講申込書は返却されません)。 ・再就職のために訓練が必要ではないとハローワークが判断した場合は、希望した訓練の受講申込みができないことがあります。	★短期訓練の受講申込みと同時に、必要な添付書類を添えて事前審査の申請を行ってください。後日、事前審査を申請することもできますが、その場合、支給を受けようとする指定来所日(下記6参照)までに行うことが必要です。 ・事前審査の申請にあたっては、本人確認書類の他、ハローワークから交付された各種様式、所定の添付書類が必要です(→P.4の1) ・事前審査の結果、要件を満たさない場合でも、支給申請において支給要件を満たす場合には、所定の手続き(再度の事前審査、支給申請を含む)を経て、支給可能となる場合があります。 (事前審査の詳細はハローワークでご案内しています)
4	訓練実施機関による選考	
	○訓練実施機関による選考(面接・筆記など)を受けてください。	—
5	就職支援計画の作成(支援指示)	
	○訓練実施機関から可否通知がご自宅宛てに届きます。「合格」の通知が届いたら、訓練開始日の前日までに、ハローワークに来所し、「短期訓練支援計画」の交付を受けてください(これを「支援指示」と言います)。	★4の選考に合格した方は、ハローワークから事前審査の結果(該当または非該当)が郵送または手渡しにより通知されます(選考に不合格の方には事前審査の結果は通知されません)。ハローワークで訓練受講中の支給申請に関する説明を受け、支給申請の必要書類を受け取ってください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・この「支援指示」を受けなければ、短期訓練を受講することも、短期訓練・生活支援給付金を受給することもできません。 ・ハローワークによっては、支援指示を行う日時をあらかじめ指定する場合があります。 	
6	訓練の受講開始	
	○訓練受講中から訓練終了後3カ月間は、原則として月に1回、ハローワークが指定する日(指定来所日)にハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けてください。	<ul style="list-style-type: none"> ★指定来所日に職業相談を受けた後、支給申請をしてください。 ・指定来所日以外の日には支給申請を行うことができません。ただし、ハローワークが定める一定の理由に該当する場合は、指定来所日を変更することができます(証明書類が必要です)(→P. 4の3)。 ・支給申請に当たっては、所定の申請書類が必要です(→P. 4の2)。 ・支給申請書には、訓練実施機関が訓練の受講状況を証明する欄があります。ハローワークでこれを確認した上で、支給要件を満たすか審査します。 ・ハローワークの審査結果に基づき、中央職業能力開発協会では支給・不支給の決定、支払い手続きを行います。 ・訓練を1回でも欠席(遅刻・欠課・早退を含む)すると短期訓練・生活支援給付金は支給されません(やむを得ない理由がある場合でも8割以上の出席が必要です)(→P.4の3)。 ・指定来所日にハローワークに来所しないことは、就職支援拒否とみなされます。1回でも就職支援拒否を行うと、以後、短期訓練・生活支援給付金は支給されません。

短期訓練・生活支援給付金の手続きについての注意事項

1 事前審査に必要な書類

① 本人確認書類(原本)	以下のうちいずれか1点
	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 顔写真付きの住民基本台帳カード(氏名、住所、生年月日の記載のあるもの) 在留カード 特別永住者証明書 その他顔写真が貼付されている官公庁発行の書類など(氏名、住所、生年月日の記載のあるもの)
② ハローワークから交付された各種様式(窓口でお渡します)	上記をお持ちでない方は、以下のうちいずれか2点
	<ul style="list-style-type: none"> 各種健康保険証 国民年金手帳 母子健康手帳 罹災証明書 顔写真無しの住民基本台帳カード(氏名、住所、生年月日の記載のあるもの) 公共料金の領収書(住所の記載のあるもの)
③ 所定の添付書類 (同居配偶者等の預貯金通帳を除き原本。詳細はハローワークにお尋ねください)	<ul style="list-style-type: none"> 直近3カ月以内に交付された住民票謄本の写しまたは住民票記載事項証明書(世帯の構成および続柄が記載されたもの)
	<ul style="list-style-type: none"> 事前審査申請日の前月に得た本人収入を証明する書類(賃金明細書など)
	<ul style="list-style-type: none"> 事前審査申請日の前年における申請者本人および全ての同居配偶者等の収入を証明する書類(源泉徴収票、市区町村が交付する所得証明書[額面が記載されたもの]など)
	<ul style="list-style-type: none"> 申請者本人または同居配偶者等が保有する事前審査申請日の残高が50万円以上である全ての預貯金通帳または残高証明(直近1カ月以内に交付されたもの)
	<ul style="list-style-type: none"> 給付金の振込先となる通帳 その他、ハローワークが求める書類

2 支給申請に必要な書類

① ハローワークから交付された各種様式

短期訓練・生活支援給付金支給申請書(訓練実施機関による受講証明を受けたもの。受講証明がない場合は無効)、短期訓練・生活支援給付金支給要件確認申請書、短期訓練支援計画書、短期訓練・生活支援給付金支給要件確認記録(あらかじめ交付を受けていない場合は不要)、事前審査通知書(初回支給申請時のみ)

② やむを得ない理由で訓練を欠席(遅刻・欠課・早退を含む)した場合は、その理由を証明する書類

下記3をご参照ください。詳細はハローワークにお尋ねください。

3 訓練の欠席、指定来所日の変更における「やむを得ない理由」

- ハローワークが定める「やむを得ない理由」以外の理由で訓練を1回でも欠席(遅刻・欠課・早退を含む)すると、その月(給付金支給単位期間)の短期訓練給付金は支給されません。また、指定来所日に来所がない場合は、以後短期訓練給付金は支給されません。
- 必要な証明書類の提出がなければ「やむを得ない理由」として認められません。
- やむを得ない理由に該当するかどうか、必要な証明書類など不明な点についてはハローワークにお尋ねください。
- やむを得ない理由と認められた場合でも、支給申請の対象となる各訓練期間に8割以上の出席がなければ支給されません。

■ やむを得ない欠席理由【証明書類】の例

- 本人の病気または負傷のため【次のうちいずれか1点 ①医師または担当医療機関の証明書 ②医療機関または調剤薬局の領収書(※調剤薬局の領収書は処方箋に基づき調剤された薬の領収書に限ります) ③処方箋(写しで可)】
- 親族(6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族)の看護のため【同上】
- 求人者との面接やハローワークが指示した就職セミナーなどの受講のため【面接事業主の証明書、セミナー参加証 など】
- 列車遅延、交通事故、天災その他やむを得ない理由のため【遅延証明書、事故証明書 など】

4 その他

- 短期訓練・生活支援給付金は、ハローワークの支給要件の審査を経て、その審査結果に基づき中央職業能力開発協会で支給・不支給決定と支払いを行います。そのため、ハローワークに支給申請を行ってから、振込みまでには通常2週間程度かかります。なお、祝日、年末年始などの場合には、さらに日数がかかることもあります。
- 短期訓練・生活支援給付金は所得税非課税の対象とはなりませんので、確定申告が必要となる場合があります。

ハローワークへのご相談はお早めに!

訓練コースの選定や短期訓練給付金の手続きには、一定の期間がかかります。

詳しくは住所地を管轄するハローワークまで。 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>